

としては、認知症について学び、認知症の人やその家族をそっと見守り支援する人を育てる「認知症サポーター養成講座」、これは本年度8年目を迎え、受講された方は延べ445人になりました。

また、認知症の方を介護する家族の会、介護者同士で情報を交換したり、介護に役立つ知識を学ぶことのできる「オレンジサークル」は9年目を迎え、認知症の方やその家族・支援する地域の方々、認知症に関わる専門職の方が集まり、お茶やコーヒーを飲みながらゆっくりとおしゃべりや相談ができる憩いの場「オレンジカフェ」も各地域で開催しており、今年で3年目を迎えました。

さらに、介護保険で要支援となってもサービスの利用がない方や民生児童委員の方々から情報をいただいた方を対象に、訪問活動も積極的に行っています。

また、各地区のボランティアによる各種サロンやカフェも活発になってきており、NPOやおつによる「健康マーじゃん」も行われています。

今後の対策としては、国が目指す「認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進・新オレンジプラン」に合わせ、本年度は認知症地域支援推進員1名を配置いたします。推進員の仕事は、

1つ目に医療機関や介護サービス、地域の支援機関との間の連携支援、2つ目に認知症の方やその家族への相談業務を行います。

さらに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わっていく「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けて取り組んでいるところです。このチームは、介護や医療の専門家によるチームとなります。本年度において、チーム員は研修等を重ねながらスキルを高め、サポーター医を含めたチーム実施体制を構築、来年度からは、普及啓発活動や認知症が疑われる方の初期集中支援など、本格的に稼働させていく計画です。

今後、必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークづくりをさらに進め、認知症の予防と認知症の方への効果的な支援が続けられるよう、努力していきたいと考えています。

老人クラブの解散への対策は

問 町社会福祉協議会が出した雑誌を見ても、将来、八百津町老人会への加入率が30%になり、

半分になってしまおうという統計が出てくるわけだが、これから色々なことをやっていく上で何

と言ってもそうした1つの組織が崩れていくということは大変残念なことである。最近よく耳にするのは、老人会が役員等の問題で解散をするということである。せつかく色んなことを計画しても、人間がお互いに接するというのが一番大きな問題がなくなってしまうので、今後は色んなことをやっていたら同時に、将来こうした組織がなくならないように、是非そちらに力を入れてもらいたいと思いますが、これについてはどう思っているのか伺う。

答 (藤本健康福祉課長)

老人クラブの活動は、日常的に声をかけ合い、健康管理やスポーツ、ひとり暮らしなどの高齢者を支える友愛活動やボランティアなどの社会奉仕活動、趣味・サークルなどの学習活動など多岐にわたっており、地域にとっても大切な組織といえます。

しかし、現代では健康づくりや介護サービス、趣味やスポーツ、旅行などについても様々な高齢者向けのサービスが増え、ライフスタイルの個人化とともに、老人クラブの活動自体が低下しているのは事実です。

老人クラブの活動は、生きがいづくり、健康づくり、そして地域づくりといった上でも大切な要素であり、まさにその全ての活動が認知症予防となるもの

です。

今後、老人クラブの減少を食い止めるためには、老人クラブに入っていたり当事者の目線に立って、どんな魅力づくりができるのか、町社会福祉協議会とも連携を取りながら、知恵を絞って考えていきたいと思っています。

黒岩千泰 議員

Q1 杉原千畝氏の顕彰と景観保全地区の指定について

顕彰と景観保全地区の指定を

問 杉原千畝氏の顕彰について、荒川橋交差点から八百

津橋の間を「(仮称)杉原千畝通り」と名付けてはどうか。同時に、通りの景観を良くするためには、電柱をなくし、地中化してはどうか。電柱を地中化することによって景観が良くなり、同時に電柱が倒れる危険もなくなる。

また、舗装に関しても景観に配慮した舗装にし、白線部分の歩行者側を緑色にペイントして、歩行者の安全を確保すべきだと考える。また、本町通りを活性化することが、八百津を観光地として発展させるためには必要なことであり、既に他市町村が行っているように、その地区を景観保全地区に指定し、玄関前の改築に補助金を出してはどうか考えを伺う。

答 (藤掛建設課長)

荒川橋東交差点から八百津橋までの間を「(仮称)杉原千畝通り」と名付けてはどうかとのことですが、この通りではそのようなことは考えていません。

また、電線の地中化の件ですが、正式には無電柱化事業と云います。ご質問の道路は県道です。無電柱化事業は県が事業主体で行い、事業は「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」により、5カ年計画を立てて整備します。

無電柱化事業を行う計画路線の条件は、県庁所在地で商業地域内にある県道、市街化区域、



中心街を通る道路